処　　分　　基　　準

令和３年３月５日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法	
根　拠　条　項：第４条の４第２項	
処 分 の 概 要：許可猟銃等に係る打刻命令	
原権者（委任先）：福井県公安委員会	
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号（許可）、同第４条の４第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１８条（打刻命令）	
処　分　基　準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。	
問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）	
備　　考：	